

社会福祉法人琴浦町社会福祉協議会

地域支え合い活動支援金支給要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、一人暮らし高齢者等が、積雪により自力で除雪等が出来ず生活及び防災に支障をきたす時、地域住民の支え合いにより除雪等の支援を行った場合に支援金を支給し、集落単位での支え合い活動の活性化と事故防止を目的とする。

(適用の範囲)

第2条 この支援金の支給対象は次の各号の定めるところによる。

- (1) 集落を単位とし、自宅前から公道までの除雪等支援活動を行なう場合とする。
- (2) 長期間に亘り、積雪の堆積が予測される場合とする。
- (3) 広範囲にわたる雪害については、理事会で検討しこの要綱は適用しない。

(支援金額)

第3条 支援金の額は次の基準の範囲内において会長の決する額とする。

- (1) 除雪等の活動に要した費用への支援として1回(1日)につき2,000円とし、1集落に対し5回を限度とする。

(申請及び請求)

第4条 支援金を必要とする集落の福祉委員は、事前に支援金支給申請書(様式1)を本会へ提出し、活動終了後に活動報告書(様式2)及び支援金請求書(様式3)を毎年3月20日までに提出する。

(費 用)

第5条 この事業に要する費用は、会費寄付金をもってこれに充てる。

(その他)

第6条 この要綱に定めのない事項は会長が決する。

附 則

この要綱は平成20年12月17日から施行する。

この要綱は平成26年12月1日から施行する。